

# 芦屋市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 必要書類一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により必要	確認欄
①	本支援金の支給申請書	(同封の様式1-1号)	○	
②	申請時確認書	(同封の様式1-2号)	○	
③	本人確認書類の写し	運転免許証, 個人番号カード (マイナンバーカード), 住民基本台帳カード, 旅券 (パスポート), 在留カード, 各種障がい者手帳, 健康保険証, 住民票, 戸籍謄本など	○	
④	社会福祉協議会が実施する特例貸付 (総合支援資金の再貸付) が確認できる書類の写し	・再貸付の借用書 (控) の写し (再貸付の貸付決定通知書の写しでも可) ・再貸付の振込状況がわかる通帳の写し ※不承認だった場合、不承認通知の写しのみ	△ ※ない場合は⑤が必要	
⑤	再貸付不承認・過去借入状況申告書	(同封の様式1-3号) ※④の書類がない場合に提出	△ ※④がない場合のみ	
⑥	収入が確認できる書類の写し 【世帯全員分】	給与明細書, 売上・経費のわかる台帳・収支表, 年金や手当 (児童手当・児童扶養手当・失業給付等) 等の公的給付の額面がわかるもの ※額面のわかるものがない場合は, 通帳等の振込記録等でも可 ※離職等により収入がない方は, 離職票や離職の確認ができる書類を添付 ※新型コロナウイルス感染症対応として臨時的に支給等されている給付金等は, 収入には含みません。	○	
⑦	金融資産が確認できる書類の写し 【世帯全員分】	通帳, ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分について必要 ※支援金の振込先確認のため, <u>金融機関名・支店名・口座番号・口座名義が確認できる箇所</u> も必要 ※残高が資産要件を超えており, 内訳に新型コロナウイルス感染症対応として臨時的に支給等されている給付等が含まれる場合は, 資産には含まないため, 該当する給付金等の履歴が確認できる箇所も必要	○	
⑧	求職活動関係書類	ハローワーク受付票 (ハローワークカード) の写し ※申請時に提出することができない場合は, 様式1-1の下部に後日提出の旨と提出予定日を記載 ※支給決定はハローワーク受付票の写しの提出後となります。	○ ※やむを得ない場合は申請書提出後でも可	
⑨	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し (保護の実施機関の受領印があるもの) ※生活保護を申請中である場合のみ	△ ※保護申請中の場合のみ	

## 今後の生活の自立に向けて, 下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には, 支給中止となります。

(1) 公共職業安定所に求職の申し込みをし, 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと (具体的には下記①~③)

- ① 月1回以上, 自立相談支援機関 (芦屋市社会福祉協議会) の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上, 公共職業安定所 (ハローワーク) で職業相談等を受ける
- ③ 原則週1回以上, 求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※ ①~③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式, 報告方法, 報告時期などの詳細は, 支給決定者に対してお知らせします。

(2) 就労による自立が困難であり, この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には, 生活保護の申請を行うこと